

鳥取県無料低額宿泊所に関する条例(骨子案)の概要

○ 社会福祉法が一部改正され、都道府県等が無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、厚生労働省令(以下「省令」という。)を基に当該条例を定める。(令和2年4月1日施行。サテライト型住居施設に係る規定は令和4年4月1日施行。)

<無料低額宿泊所>

生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設(社会福祉法第2条第3項第8号)

1 鳥取県独自の規定

衛生管理	利用者の熱中症を予防するために必要な措置を講ずるよう努める。	熱中症予防策の推進
食事	食事提供の際に、その食材料には県内で生産・加工されたものの利用に努める。	地産地消を含む県産品利用の促進
自己点検及び第三者評価	・提供するサービスの自己点検を定期的に行い、その結果を入居者に周知する。 ・外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努める。	サービスの質改善のための自己点検、第三者評価の推進

2 省令に基づく規定(主なもの)

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・生計困難者に無料又は低額な料金で居室等を利用させるとともに、自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを行う。 ・入居者の意思・人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービス提供に努める。 ・入居者が独立して日常生活を営めるかを常に把握し、それが認められれば円滑な退居のための必要な援助に努める。 ・地域との結びつきを重視し、行政、福祉・保健・医療の関係機関との連携に努める。
無料低額宿泊所の事業範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当していること。 <ol style="list-style-type: none"> 1 入居の対象を生計困難者に限定している場合 2 入居者の総数に占める生活保護受給者の数がおおむね50%以上であり、 <ol style="list-style-type: none"> ① 居室の利用に係る契約が賃貸借契約以外の契約である場合 又は ② 利用料(居室使用料や共益費以外の料金)を受領してサービスを提供している場合 ・居室使用料が無料又は生活保護の住宅扶助基準以下であること。
設置者要件	・設置者は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持ち、又は利益につながる活動を行ってはならない。
職員等の資格要件、配置	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長は、社会福祉主事任用資格者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者のいずれか。 ・職員は社会福祉主事任用資格を持つものとするよう努め、入居者数及び提供サービス内容に応じた適当数を配置する。(うち1人は施設長) ・施設長及び職員その他の運営に携わる者は、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
規模	・5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。
施設及び設備	一般原則 配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生、防災に十分考慮されたものでなければならない。
	設備要件 <ul style="list-style-type: none"> ・居室、炊事設備、洗面所、便所、浴室、洗濯室又は洗濯場を設け、必要に応じて共用室、相談室、食堂を設ける。 ・居室は個室(配偶者・親族との同居等の場合はこの限りではない。)とし、床面積(収納設備を除く)は原則として1人あたり7.43㎡以上とする。 (地域の実情によっては4.95㎡以上とする。) <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; display: inline-block;"> 省令では「地域の実情によっては4.95㎡以上」としているが、本県の住宅事情に鑑みて、7.43㎡以上に限ることとする。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・設備は無料低額宿泊所の専用のものでなければならないが、入居者へのサービスに支障がない場合はこの限りではない。
	防火・防災対策 <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法及び消防法の規定を遵守した建築物・設備とし、消火器や自動火災報知設備の設置義務がない場合も防火設備の整備に努める。 ・非常災害に対する具体的計画を立てて職員に周知し、避難訓練等を年1回以上実施する。
運営	入退居 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス内容や利用料等を盛り込んだ運営規程を整備し、県に届出を行うとともに、施設内の掲示や公開を行う。 ・入居申込者に対しては、運営規程・重要事項等の内容を文書を交付して説明し、利用契約を文書により締結する。 ・契約期間は1年以内(更新可)とし、契約満了前に利用者の意向を確認し、福祉事務所等の関係機関と利用の必要性について協議する。 ・入居者の心身の状況、生活状況の把握に努め、居住移行又は他施設への移行のための必要な援助に努める。
	サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・入居者の健康保持に努め心身の状況や希望に応じたサービスを提供し、また入居者のプライバシーの確保に配慮する。 ・食費、居室使用料、共益費、光熱水費、日用品費、サービス提供に要する費用など入居者から利用料として受領できることができるが、要した費用に相当する金額又は合理的に算定された額とする。 ・金銭管理は入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭管理に支障がある入居者本人の希望に基づき金銭管理を行う場合は、日常生活を営むために必要な金額に限り、個別の契約締結、管理規程や帳簿の整備、入居者への報告など、適正に実施する。 ・食事を提供する場合、量、栄養、入居者の心身の状況・嗜好(しこう)を配慮した食事を適切な時間に提供する。 ・入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。(やむを得ない事情があるときは、週3回以上) ・居室への訪問等の方法による入居者の状況把握を1日に1回以上行うこと。 ・食器その他の設備、飲料水の衛生管理に努めるとともに、感染症、食中毒、害虫が発生・まん延しない措置を講じる。
	勤務体制 <ul style="list-style-type: none"> ・適切なサービスを提供できるよう職員の勤務体制を整備する。また職員の研修機会を確保し待遇の向上に努める。
	記録 <ul style="list-style-type: none"> ・設備、職員、会計に関する記録、入居者に提供するサービスの状況に関する記録等をその完結の日から5年間整備する。
	苦情・事故等への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・職員又は職員であったものは、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。 ・苦情受付窓口を設け、都道府県から指導・助言を受けた場合は必要な改善を行い、運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力する。 ・事故が発生した場合、都道府県、家族への連絡等必要な措置を講じ、賠償すべき事故の場合は速やかに損害賠償を行う。
サテライト型住居施設	・利用期間が1年以下で入居定員が4人以下のサテライト型住居を設置することができることとする。(令和4年4月1日施行(法施行日と同じ))